

令和6年度 行政の主な取り組み

資料2

第3次計画の施策概要等						事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
No.	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課			
1	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	ライフステージに応じて、こころの健康や ストレス解消、睡眠や休養などに関する 普及啓発を行います。	健康づくり推進室	母子健康診査事業	保護者	引き続き、1歳6か月児健診案内に同封する啓発ビラによる睡眠・休養に関する啓 発および、保護者向けへほめ方やストレス対処に関するリーフレットを用い啓発を 行う。
2	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	ライフステージに応じて、こころの健康や ストレス解消、睡眠や休養などに関する 普及啓発を行います。	健康づくり推進室	母子健康教育・相談事業	妊婦	引き続き、メンタルヘルスに関するリーフレットを妊娠届出時に配布し啓発を行う。 産婦健診の状況等、データを収集しながら、必要時、リーフレット内容を変更す る。
3	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	ライフステージに応じて、こころの健康や ストレス解消、睡眠や休養などに関する 普及啓発を行います。	高齢介護室	介護予防教室	高年期	・介護予防教室の講話の中や、地域の自主活動団体への専門職の訪問時に啓 発を行う。 ・自殺予防週間や月間時に介護予防教室等で情報提供を行う。 ・望む暮らしを叶える高齢期を過ごすことができるように、元気なうちからの人生会 議の必要性について周知啓発を行う。
4	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	ライフステージに応じて、こころの健康や ストレス解消、睡眠や休養などに関する 普及啓発を行います。	学校教育室	健康教育・体力向上推進 事業	小中学生	養護教諭を中心に児童生徒に対して、こころの健康について指導を実施し、睡眠 や休養の重要性についても家庭に周知・啓発していく。
5		こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	ライフステージに応じて、こころの健康や ストレス解消、睡眠や休養などに関する 普及啓発を行います。	こども未来室	(特定の事業なし)	園児・保護者	保育を通して子どもたちにもわかりやすく、睡眠、休息の大切さを伝えていく。送 迎の時間なども利用し保護者にも周知、啓発に努める。
6	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	ストレス解消や睡眠の大切さ等のこころ の健康に関する講演会や研修会を開催 します。	健康づくり推進室	母子健康教育・相談事業	少年期 壮年期 中年期 高年期	・引き続き、妊婦教室や親子教室等の機会にストレスコントロールや睡眠、休養に 関する啓発を行う。また、負担感軽減につながるよう産後ケアの利用も推奨する。

第3次計画の施策概要等								
No.	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課	事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
7	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	人権・男女参画室	女性問題総合相談事業	女性市民	引き続き、女性が日常生活で直面する様々な問題や悩みについて、当事者が 解決できるよう支援するために、相談事業(カウンセリング・法律相談・電話相談・ 面談)を実施。 また広報いずみ、モアいずみ通信、市ホームページに相談窓口を掲載し、継続的 に相談窓口の周知を行う。
8	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて、安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	人権・男女参画室	人権擁護推進事業	市民	引き続き、毎月第1・第3月曜日(年間24回)の人権相談と憲法週間・人権週間・擁 護委員の日になんだ特設相談(計6回)を実施する。 また、広報いずみ、市ホームページ、人権のちらし等に掲載する。
9	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて、安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	人権・男女参画室	人権文化センター総合生 活相談事業	市民	引き続き、進路選択を含む、総合生活相談事業(心理カウンセリング・総合生活相 談)を実施。また集会所など、人権文化センター以外への場所にも出向き継続的 に相談を行う。 周知方法については、広報いずみ、プラザだより、プラザニュースに相談窓口を掲 載する。 また、オンラインによる相談実施も検討したい。
10	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	くらしサポート課	就労支援事業	市内在住の就職困 難者等	チラシ等で就労相談窓口の周知を行う。 相談内容に適した窓口の情報提供を行う。
11	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	健康づくり推進室	母子健康教育・相談事業	妊産婦	引き続き、精神科や心療内科、カウンセリング機関などの情報について随時、リス トを更新していく。また、ケースを通じて、医療機関との関係構築に努める。
12	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	壮年期 中年期	ヘルシー運動教室、ヘルスアップサポーターいずみ定例会の学習会、特定健診 結果説明会、地域健康教育時に引き続き相談窓口の案内を行う。

		第3次計画の施策概要等						
No.	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課	事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
13	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	福祉総務課	地域福祉推進事業	子どもから高齢者 障がいの有無を問 わず	地域福祉総合相談員(CSW)の配置を継続します。 地域のサロンや会議等の地域活動に積極的に参加し、地域の活動者へCSWの 役割等を周知し要支援者の発見などに繋がります。また、社会的孤立者等が参加 しやすい環境を作るため、要支援者へのアウトリーチや関係構築方法の検討、居 場所づくりに取り組んでいきます。
14	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	高齢介護室	総合相談	高年期	・「70歳到達者への介護予防啓発」や「認知症サポーター養成講座」「認知症サ ポーターステップアップ講座」の中で、地域包括支援センターなどの相談機関を周 知する。
15	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	障がい福祉課	障がい者福祉啓発事業	障がい者・家族	基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターについて、障がい福祉課 だよりやホームページなどを通じて、周知を行います。
16	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	学校園管理室	就学時健康診断時におけ る相談	次年度4月に小学 校へ就学予定児の 保護者	各種検診業務を通じ、児童・生徒の健康管理に努めるとともに必要に応じ適切な 助言を行い、不安解消及びストレスの軽減に努める。
17	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	子育て支援室	子育てなんでも相談事業	市民	「和泉市こどもまんなかセンター」として、社会福祉士や公認心理師といった専門 職を配置、児童及びその家庭からの相談に応じます。 広報・ホームページその他媒体により、子ども家庭相談についての周知を図りま す。
18	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	こども未来室	保育所等育成事業	保護者	保育園において、日頃より保護者と話しやすい関係作りをし、相談窓口となるよう 努め、「つなぐ表」等を利用し専門の相談機関・窓口の周知を行う。
19	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠 による休息等に係る 普及啓発	各種保健事業等を通じて安心して相談 できる相談機関・窓口の周知を行いま す。	こども未来室	幼稚園育成事業	保護者	幼稚園において、日頃より保護者と話しやすい関係作りをし、相談窓口となるよう 努め、「つなぐ表」等を利用し専門の相談機関・窓口の周知を行う。

第3次計画の施策概要等								
No	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降担当課	事務事業名(予算書の中事業名/小事業名)	対象	令和6年度の取り組み予定
20	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠による休息等に係る普及啓発	生きがいづくりや趣味に関する活動に取り組める場や機会づくりを進めます。	広報・協働推進室	コミュニティ活動支援事業 いずみ市民活動支援事業 伝統行事継承事業	和泉市町会連合会 町会・自治会 市民活動団体 和泉だんじり・みこし連絡協議会	町会連合会においては、引き続き加入促進に努めるとともに、令和5年度に明らかになった役員等の負担の中身の抽出及びそれらを解決するための会議体の発足を行う。 市民活動推進支援事業においても引き続き支援対象団体に支援金を交付し、市民活動の活性化及び促進を図る。
21	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠による休息等に係る普及啓発	生きがいづくりや趣味に関する活動に取り組める場や機会づくりを進めます。	高齢介護室	ふれあい食事サービス助成事業	高年期	当該事業はR4より廃止している。
22	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠による休息等に係る普及啓発	生きがいづくりや趣味に関する活動に取り組める場や機会づくりを進めます。	高齢介護室	在宅高齢者福祉対策事業 介護予防教室 老人クラブ補助事業 生活支援体制整備事業	高年期	・いきいきいずみ体操の周知と、新規団体立ち上げ ・地域出張型介護予防教室の周知啓発・開催。新たな団体を対象とするよう、周知に力を入れる。 ・新規サポーター確保、市民、専門職に向けて事業周知をすすめる。
23	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠による休息等に係る普及啓発	生きがいづくりや趣味に関する活動に取り組める場や機会づくりを進めます。	障がい福祉課	障がい者自立支援地域生活支援事業	障がい者	地域活動支援センターにおいて、生きがいづくりや活動の場を提供します。
24	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠による休息等に係る普及啓発	生きがいづくりや趣味に関する活動に取り組める場や機会づくりを進めます。	生涯学習推進室	生涯学習講座事業	満18歳以上の市民	生きがいづくりや世代を超えた市民相互の交流を図るため、引き続き事業を継続する。 華道2教室、茶道2教室、箏曲1教室を募集し、開講人数を満たした教室を開講予定。
25	1	こころの健康	ストレス解消や睡眠による休息等に係る普及啓発	生きがいづくりや趣味に関する活動に取り組める場や機会づくりを進めます。	健康づくり推進室	高齢者・障がい者自立生活支援事業	高齢者・障がい者	・高齢者の教養講座は、7講座をコロナ前の定員で実施する。 ・障がい者の教養講座は、4講座全10回実施する。 ・手話講座は、前期課程の講座回数を北部総合福祉会館と整合させて21回で実施する。 ・高齢者・障がい者教養講座、個人利用、団体利用が、安心して安全に多くの利用が見込めるよう工夫する。

第3次計画の施策概要等					事務事業名(予算書の中事業名/小事業名)	対象	令和6年度の取り組み予定
No.	健康分野	施策	施策概要	令和2年度以降担当課			
26	1	こころの健康	「いのち支える 和泉市自殺対策行動計画」に基づく自殺対策の推進	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	市民	・ゲートキーパー研修については、伴走型支援の従事者、対人業務の従事者、教育に携わる教職員と対象を整理して実施するとともに、市民についても、民生委員や居場所づくり活動等への担い手を中心に周知のうえ実施。 ・9月号広報ヘダイジェスト版を折込み、計画策定の周知と合わせて、ストレス対処や援助希求力の底上げ、相談窓口に関する周知啓発を実施。 ・9月号商工会議所だよりヘチラシを折込み、事業主や働く人向けに、メンタルヘルス対策や受診の目安等に関する周知啓発を実施。 ・生きづらさを抱えている人への理解を促す講座等を実施。 ・未達者支援については、自殺対策連絡協議内に未達者支援部会を設置し、保健所、救急、くらすボとともに具体的な運用ルールを協議していく。
27	2	身体活動・運動	身体活動量の増加や運動を習慣化するための対策の推進	学校教育室	健康教育・体力向上推進事業	小中学生	・小学校体育主任会を開催し、水泳記録会・陸上競技大会を実施する。 ・体力向上事業を実施し、児童の運動が習慣化するような体育の備品や消耗品を配付し、環境整備を図る。 ・体育実技研修を開催し、指導力向上を図る。 ・保健主事部会を開催し、小中連携して体力向上を図る。
28	2	身体活動・運動	身体活動量の増加や運動を習慣化するための対策の推進	こども未来室	保育所等育成事業 幼稚園育成事業	園児・未就園児・保護者	公立保育園9園・公立幼稚園2園において、発達に合わせた運動に取り組む。遊びの中で身体を動かす事が楽しいと感じるような活動を取り入れ、いろいろな経験を積み重ねる。また、十分に身体を動かして遊ぶことができるように工夫をし、意欲的に運動しようとする気持ちが育つようにする。
29	2	身体活動・運動	身体活動量の増加や運動を習慣化するための対策の推進	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	壮年期 中年期	・健康ポイントウォーキングの継続実施。 ・健康まつりや特定健診結果説明会、ヘルシー運動教室やヘルスアップサポーターいずみ定例会・地域健康教育などで健康ポイント事業の活用を通じ、歩くことによる身体へのメリットの周知・啓発周知・啓発を継続。
30 31	2	身体活動・運動	身体活動量の増加や運動を習慣化するための対策の推進	健康づくり推進室	母子健康診査事業 母子健康教育・相談事業	保護者	・引き続き、3歳6か月児健診の案内に、継続して気軽に始める運動方法や「歩く」ことに関する啓発ビラを同封し、周知に努める。 ・子どもロコモ、乳幼児期の「心と体を育む運動遊び」についての媒体を、ふれあいっこ、親子教室、いずまる赤ちゃんぐらふ、地域での教室等で幅広く活用して、ふれあい遊びの重要性を伝える。

第3次計画の施策概要等					事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定	
No.	健康分野		施策	施策概要				令和2年度以降 担当課
32	2	身体活動・運動	身体活動量の増加 や運動を習慣化する ための対策の推進	各種保健事業において、気軽に取り組 める運動の情報提供や運動の習慣化に つながるような教室の開催、個別相談な どを行います。	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	壮年期 中年期	・ヘルシー運動教室や健康教育(健康ポイント事業ウォーキングイベント、ヘルサ ボウォーキングイベント)の機会を活用し、コロナいずみダンスや健康ポイント事業 周知の継続 ・骨密度検診や特定健診結果説明会、ヘルシー運動教室などで個別相談を継続 ・日常からの運動習慣に繋がる手軽なきっかけとしてコロナいずみダンス運動動 画の情報提供
33	2	身体活動・運動	身体活動量の増加 や運動を習慣化する ための対策の推進	各種保健事業において、気軽に取り組 める運動の情報提供や運動の習慣化に つながるような教室の開催、個別相談な どを行います。	保険年金室	運動教室	特定保健指導対象 者等	・施設利用型運動教室の事業の周知を通じ、日頃から気軽に活動量を増やす 場の情報提供をする。 ・運動教室の講話、個別面接時に、健診結果の見方や生活習慣との関係性を伝 える。 ・運動教室終了後も安全に継続して運動ができるように正しい運動方法を指導す る。行動変容の定着化を図るため、参加者同士の交流や情報交換の機会を効果 的に設ける。 ・感染症等の流行等により集団での運動教室を実施することができない場合で も、継続して支援を実施できるように、個別支援の形態も想定しておく。
34	2	身体活動・運動	身体活動量の増加 や運動を習慣化する ための対策の推進	介護予防や認知症予防の取り組みとし て、運動器の機能向上に関する普及啓 発を行います。	高齢介護室	介護予防教室	高年期	・いきいきいずみ体操の周知と、既存の団体の支援(体力測定、療法士派遣、介 護予防の情報提供)。 ・市内各地で介護予防教室を開催する。 ・自宅で介護予防の取り組みの必要性についての啓発。
35	2	身体活動・運動	「和泉市スポーツ推 進基本計画」に基づ く施策の推進	健康づくりの視点を踏まえ、「和泉市ス ポーツ推進基本計画」の推進を図りま す。	生涯学習推進室	スポーツ普及振興事業	市民	・スポーツを身近に感じられるような機会を提供していく必要がある。 ・ファミリー歩こう会、プロスポーツ観戦会、ニュースポーツフェスタ、などの継続実 施により、市民がスポーツを身近に感じることができるよう機会を提供する。
36	2	身体活動・運動	「和泉市スポーツ推 進基本計画」に基づ く施策の推進	健康づくりの視点を踏まえ、「和泉市ス ポーツ推進基本計画」の推進を図りま す。	生涯学習推進室	健康増進・体力向上事業	市民	・市内小中学校義務教育学校30校で体育施設開放を継続。
37	2	身体活動・運動	「和泉市スポーツ推 進基本計画」に基づ く施策の推進	健康づくりの視点を踏まえ、「和泉市ス ポーツ推進基本計画」の推進を図りま す。	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	市民	健康ポイント事業やコロナいずみダンスを通じ、日常から気軽に活動量を増やす きっかけを提供する。

第3次計画の施策概要等								
No.	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課	事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
38	3	栄養・食生活	生活習慣病予防に つながる食生活の改 善にむけた対策の 推進	ライフステージに応じて、各種保健事業 等を活用し、栄養や食生活に関する情 報提供に取り組みます。	健康づくり推進室	一般健康教育事業	乳幼年期 壮年期 中年期	ヘルシー運動教室やヘルシー運動教室OB会活動支援、地域健康教育を通じ、栄 養や食生活に関する情報提供を行い、日常から運動したり健康のことを考えたり 周りに普及できるきっかけづくりを支援する。
39	3	栄養・食生活	生活習慣病予防に つながる食生活の改 善にむけた対策の 推進	ライフステージに応じて、各種保健事業 等を活用し、栄養や食生活に関する情 報提供に取り組みます。	健康づくり推進室	母子健康診査事業	保護者	・乳幼児健康診査:栄養士による個別相談を実施。 「朝食にも使いやすい旬の野菜を使った簡単レシピ」を作成し、掲示と配布を行 う。 ・4か月児健診:予診票発送時、だしのとり方に関する啓発ビラを同封。当日配布 する栄養の資料に保護者の食事バランスについて掲載。 ・1歳6か月児健診:予診票発送時、生活リズムに関する啓発ビラを同封。当日配 布する資料に朝食摂取の重要性を掲載。 ・3歳6か月児健診:予診票発送時、食事バランスに関する啓発ビラを同封。当日 配布する栄養の資料に「共食」についての内容を掲載。
40	3	栄養・食生活	生活習慣病予防に つながる食生活の改 善にむけた対策の 推進	ライフステージに応じて、各種保健事業 等を活用し、栄養や食生活に関する情 報提供に取り組みます。	健康づくり推進室	母子健康教育・相談事業	保護者	妊婦教室(木曜版)やいずまるあかちゃんくらぶ、ふれあいっこ、地域の教育等 で、食生活に関しての情報提供を行う。
41	3	栄養・食生活	生活習慣病予防に つながる食生活の改 善にむけた対策の 推進	ライフステージに応じて、各種保健事業 等を活用し、栄養や食生活に関する情 報提供に取り組みます。	子育て支援室	在宅子育て支援事業	未就園児・保護者	子育て支援事業などを活用し、栄養や食生活に関する情報提供に取り組みます。
42	3	栄養・食生活	生活習慣病予防に つながる食生活の改 善にむけた対策の 推進	子どもの頃から心身の成長や健康の保 持増進のための食習慣を身につけるこ とができるよう、保育所・幼稚園・こども園、 小・中学校での取り組みを行います。	学校教育室	健康教育・体力向上推進 事業	小中学生	第3次和泉市食育推進計画を周知啓発するため、引き続き以下のような取組みを 実施する。 ・各学校において、食に関する授業を定期的実施する。 ・食に関する通信等を発行し、家庭へ配付する。 ・各学校において、継続した給食指導を実施する。

第3次計画の施策概要等								
No	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課	事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
43	3	栄養・食生活	生活習慣病予防に つながる食生活の改 善にむけた対策の 推進	子どもの頃から心身の成長や健康の保 持増進のための食習慣を身につけるこ とができるよう、保育所・幼稚園・こども園、 小・中学校での取り組みを行います。	学校園管理室	公立保育所運営事業 公立幼稚園運営事業	園児・保護者	保育園において、日常の保育・行事の中で、健康や食についての内容を園の全 職員で共有し子どもや保護者に伝える。
44	3	栄養・食生活	生活習慣病予防に つながる食生活の改 善にむけた対策の 推進	介護予防の取り組みを通じて、高齢者の 栄養改善に係る普及啓発を行います。	高齢介護室	介護予防教室 ふれあい食事サービス助 成事業	高年期	・「生活習慣改善クラス」や「はつらつ教室」の中で、栄養改善について実践に結び つくような講話などをおこなう。
45	3	栄養・食生活	生活習慣病予防に つながる食生活の改 善にむけた対策の 推進	適正体重の維持、糖尿病や高血圧など の生活習慣病の予防・改善につながる 個別指導や相談に取り組みます。	健康づくり推進室	一般健康教育事業	壮年期 中年期	特定健診結果説明会、ヘルシー運動教室、骨密度検診、肺がん検診の面接時な どの個別相談を通じ生活習慣病の予防・改善の取り組みを指導する。
46	3	栄養・食生活	「第3次和泉市食育 推進計画」に基づく 施策の推進	健康づくりの視点を踏まえ、「第3次和泉 市食育推進計画」の推進を図ります。	健康づくり推進室	食育推進事業	市民	R6年度は基本目標2「生活リズムを整え、バランスの取れた食生活を実現しよう」 をテーマとして継続。 イベント、報告会の内容を、「市民健康まつり」や「農林業祭」「ワクワクExpo全国 大会」で実施していく。 リーフレットやホームページの活用などでの市民啓発も継続する。 第3次計画の評価と第4次計画の策定をおこなう。
47	4	健康チェック	健(検)診を活用した 健康管理の普及啓 発	各種健(検)診結果を健康管理や生活習 慣改善につなげることができるよう、結 果の活用に関する情報提供を行うととも に、健康づくりに関する相談などにも対 応します。	健康づくり推進室	一般健康教育事業	壮年期 中年期 高年期	・骨密度検診や特定健診結果説明会、ヘルシー運動教室などで個別相談や情報 提供を継続する。

第3次計画の施策概要等								
No.	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課	事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
48	4	健康チェック	健(検)診を活用した 健康管理の普及啓 発	各種健(検)診結果を健康管理や生活習 慣改善につなげることができるよう、結 果の活用に関する情報提供を行うととも に、健康づくりに関する相談などにも対 応します。	保険年金室	結果説明会	集団健診受診者	①特定健診結果説明会の面接時などで情報提供や相談を実施。 電話等で可能な限りハイリスク者には指導を行う。 継続受診の必要性の説明、要医療判定者への医療機関受診勧奨を実施。 ②市町村独自オプション(特定健診受診・ウォーキングポイント付与、電子マネー への交換)を継続し、更なるアスマイルの周知・活用促進を行う。
49	4	健康チェック	健(検)診を活用した 健康管理の普及啓 発	国民健康保険特定健康診査結果から糖 尿病や高血圧等の重症化予防が必要な 人に対し、医療機関等と連携を図り、保 健指導や支援を行います。	保険年金室	①血圧・血糖高値者受療 勧奨 ②糖尿病性腎症重症化 予防事業	①特定健康診査の 結果から生活習慣 病の発症リスクが 高く、生活習慣の 改善が必要な人 ②前年度の健診結 果で、HbA1c6.5以 上かつ①または② または③に該当す る人①尿蛋白±～ ++++②収縮期血 圧160mmHg以上ま たは拡張期血圧 100mmHg以上③ LDLコレステロール 200mg/dl以上(R5 ～)	①健診後、治療域の人に受療勧奨を図り、放置できないことを意識づけ、受診へ の行動変容を図る。 ② ・対象者に参加勧奨通知を行い、主治医からも参加の促しをしてもらうように依頼 する。 ・返信のない対象者には電話にて再勧奨。経過・結果についても必要時、主治医 に報告し医療機関協力のもと、実施する。 ・既事業参加者に対し、医師の講話がある糖尿病セミナーの実施。 ・和泉市糖尿病性腎症予防対策会議の実施
50	4	健康チェック	健(検)診を活用した 健康管理の普及啓 発	セルフメディケーション(自分の健康は自 分で守る)の推進と支援に取り組みま す。	健康づくり推進室	健康診査・がん検診事業	壮年期 中年期 高年期	継続して健康づくりポイント事業について啓発・活用促進をはかる。がん検診集団 検診の機会を活用した周知・啓発を実施、がん検診や運動習慣の定着に繋げる 啓発などセルフメディケーションを意識する機会を設ける。
51	4	健康チェック	健(検)診を活用した 健康管理の普及啓 発	セルフメディケーション(自分の健康は自 分で守る)の推進と支援に取り組みま す。	健康づくり推進室	一般健康教育事業	壮年期 中年期 高年期	セルフメディケーションを推進できるように、ヘルシー運動教室の講話時やHS定 例会学習会、地域健康教育等を通じ、引き続き健診結果の見方や生活習慣との 関連について考えられるように指導を行う。

第3次計画の施策概要等					事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定	
No.	健康分野		施策	施策概要				令和2年度以降 担当課
52	4	健康チェック	健(検)診を活用した 健康管理の普及啓 発	子どもの頃からの生活習慣病予防の推 進に取り組みます。	こども未来室	保育所等育成事業	園児・保護者	保育園において、各種測定や健診、保健指導等を通して健康管理に関心を持て るようにする。
53	4	健康チェック	健(検)診を活用した 健康管理の普及啓 発	市民健診や電子レセプトデータから糖尿 病や高血圧等の重症化予防が必要な人 に対し、医療機関等と連携を図り、保健 指導や支援を行います。	生活福祉課	健康管理支援事業	生活保護受給者	20～64歳の新規保護開始者及び生活習慣病治療中等の40～74歳の被保護者を 対象とした、健康の自己管理のための健診受診勧奨・保健指導の実施。
54	4	健康チェック	健(検)診受診率向 上に向けた対策の 推進	各種健(検)診の受診方法など内容の充 実を図ります。	健康づくり推進室	健康診査・がん検診事業	壮年期 中年期 高年期	国民健康保険特定健診(集団)と乳がん集団検診の同日実施を4回開催予定。 国保枠を40人に拡大する。 心不全リスク検査を追加し検診内容の充実を図る。
55	4	健康チェック	健(検)診受診率向 上に向けた対策の 推進	がん検診受診率向上に向けた効果的な 個別受診勧奨を実施します。	健康づくり推進室	健康診査・がん検診事業	壮年期 中年期 高年期	・個別受診勧奨の対象者の拡大を検討中。 ・40～50歳代男女、若年層女性の偶数年齢への勧奨継続、70歳、60歳代男女の偶 数年齢への対象拡大を検討。
56	4	健康チェック	健(検)診受診率向 上に向けた対策の 推進	自らの健康状態を正しく把握し疾患の早 期発見に繋げるため、広報・冊子及び リーフレット・チラシ・ポスター等の各種媒 体や各種保健事業、子育て支援事業、 生涯学習、学校等のあらゆる機会を活 用し、健康診査やがん検診の必要性や メリット・効果等について周知・啓発を行 います。	健康づくり推進室	健康診査・がん検診事業	壮年期 中年期 高年期	・前年の受診勧奨の効果を検証し、効果的な受診勧奨へと繋げる ・引き続き広報・冊子及びリーフレット・チラシ・ポスター等の媒体を活用し、各種 (健)検診の周知・啓発を実施。 ・引き続きヘルシー運動教室や地域健康教育、乳幼児健診、親子教室等で周知。 ・集団検診の定員増(胃がん40→45人、骨密度40→50人、肺がん50→60人、乳が ん54→55人)を検討

第3次計画の施策概要等								
№	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課	事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
57	4	健康チェック	健(検)診受診率向上に向けた対策の推進	自らの健康状態を正しく把握し疾患の早期発見に繋げるため、広報・冊子及びリーフレット・チラシ・ポスター等の各種媒体や各種保健事業、子育て支援事業、生涯学習、学校等のあらゆる機会を活用し、健康診査やがん検診の必要性やメリット・効果等について周知・啓発を行います。	保険年金室	特定健診 こくほ40歳前健診	3540歳から74歳の 国民健康保険加入者	＜特定健診＞ ・広報・冊子及びリーフレット・チラシ・ポスター・メール等の媒体を活用し、各種健(検)診の周知・啓発を実施。 ・AIを活用した受診勧奨ハガキの送付対象者を増やして実施。 ・治療中の人へかかりつけ医より受診勧奨してもらえよう医療機関へ依頼する ＜こくほ40歳前健診＞ ・35～39歳の加入者に対しても、特定健診＋市追加検査の内容で集団健診を実施。 ・集団健診申込約1か月前にはがきにて申込案内送付 ・特定健診集団健診で受診者数が少ない日程について、30代も申し込み可能となる日を1日設ける。
58	4	健康チェック	健(検)診受診率向上に向けた対策の推進	国民健康保険の特定健康診査対象者に受診勧奨を実施します。また、30歳以上の国民健康保険被保険者対象に、人間ドック受診費用を一部助成します。	保険年金室	人間ドック	30歳～74歳の、和泉市国民健康保険加入者	特定健診受診券送付時や、国保被保険者証更新時のチラシに人間ドック助成について周知する。 基本検査:31,000円を助成 頭部MRI・MRA検査:10,000円を助成
59 60	5	歯と口腔の健康	歯と口腔の健康づくりに係る普及啓発	母子保健事業、子育て支援事業などを活用し、妊婦や乳幼児の歯の健康づくりに関する周知・啓発を行います。	健康づくり推進室	母子健康診査事業	保護者	・引き続き、4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診において、歯の健康づくりに関する啓発ビラの配布を実施。また、感染対策を行いながら、個別指導を継続する。 2歳6か月児歯科健診ではブラッシング指導の内容を充実させ啓発ビラを引き続き配布する。 ・いずまるあかちゃんくらぶ(7か月から1歳未満対象クラス)において、歯と口腔の健康に関する講話を継続。 ・妊婦教室(木曜版)で妊娠期の口腔ケアや乳児の歯についての講話を継続。 ・地域の母子健康教育は、実施できる場から講話を実施する。

第3次計画の施策概要等								
No.	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課	事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
60	5	歯と口腔の健康	歯と口腔の健康づくりに係る普及啓発	母子保健事業、子育て支援事業などを活用し、妊婦や乳幼児の歯の健康づくりに関する周知・啓発を行います。	健康づくり推進室	母子健康教育相談事業	妊産婦	No.59統合
61	5	歯と口腔の健康	歯と口腔の健康づくりに係る普及啓発	母子保健事業、子育て支援事業などを活用し、妊婦や乳幼児の歯の健康づくりに関する周知・啓発を行います。	子育て支援室	在宅子育て支援事業	未就園児・保護者	子育て支援事業などを活用し、保護者への歯の健康づくりに関する周知・啓発に努めます。
62	5	歯と口腔の健康	歯と口腔の健康づくりに係る普及啓発	保育所・幼稚園・こども園、小・中学校において歯科検診や歯みがき指導等を実施し、歯と口腔の健康づくりに関する教育を行います。	学校教育室	健康教育・体力向上推進事業	小中学生	教室・相談・検診などの機会を活用した、歯科保健に関する普及啓発を実施、歯と口の健康づくり行動につながる相談・指導を実施する。 ・各学校にて、養護教諭を中心に口腔機能の重要性や健康づくりについての指導を児童生徒に定期的に実施する。
63	5	歯と口腔の健康	歯と口腔の健康づくりに係る普及啓発	保育所・幼稚園・こども園、小・中学校において歯科検診や歯みがき指導等を実施し、歯と口腔の健康づくりに関する教育を行います。	こども未来室	保育所等育成事業 幼稚園育成事業	園児・保護者	保育所・幼稚園において、歯科検診や歯磨き指導等を実施し歯と口腔の健康について関心を持てるようにする。
64	5	歯と口腔の健康	歯と口腔の健康づくりに係る普及啓発	各種保健事業を通じて8020運動や噛ミング30など歯と口腔の健康づくりに関する周知・啓発を行います。	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	壮年期 中年期 高年期	・特定健診集団結果説明会、教室、検診などで会場に啓発ポスター掲示を継続。 ・ヘルシー運動教室やヘルスアップサポーターいずみ定例会での周知・啓発。
65	5	歯と口腔の健康	歯と口腔の健康づくりに係る普及啓発	介護予防や認知症予防の取り組みとして、高齢期の口腔機能の維持向上に関する普及啓発を行います。	高齢介護室	介護予防教室	高年期	・介護予防教室や教育の講話の中で啓発を行う。 ・「かみかみいずみ体操」の普及に努める。
66	5	歯と口腔の健康	歯科疾患の予防と早期発見の推進	妊婦歯科検診、乳幼児健診での歯科診察等を実施し、妊娠期からの歯と口腔の健康づくりを支援します。	健康づくり推進室	母子健康診査事業	乳幼年期 壮年期 中年期	・妊婦歯科検診、乳幼児健診での歯科診察を実施する ・1歳6か月児健診のう蝕活動性試験の結果で、むし歯菌が多かった児へは、虫歯になりやすい食生活や仕上げ磨きの方法についての周知ビラを結果とともに同封する。

第3次計画の施策概要等					令和6年度の取り組み予定
No.	健康分野		施策	施策概要	
67	5	歯と口腔の健康	歯科疾患の予防と早期発見の推進	歯周疾患検診を実施し、歯周疾患の予防に向けた指導を行います。	健康づくり推進室
					健康診査・がん検診事業
					壮年期 中年期 高年期
					・歯周病検診の対象を2世代(20歳、25歳)拡大
68	5	歯と口腔の健康	歯科疾患の予防と早期発見の推進	歯周疾患検診の受診率向上に向けた効果的な受診勧奨を実施します。	健康づくり推進室
					健康診査・がん検診事業
					青年期 壮年期 中年期 高年期
					・個別勧奨対象を40歳、50歳、60歳、70歳の四世代に拡充 ・乳幼児健診や地域での講話の際の受診勧奨継続
69	5	歯と口腔の健康	歯科疾患の予防と早期発見の推進	高齢期の歯と口腔の機能維持・増進のため、後期高齢者歯科健康診査や在宅要介護者等を対象にした訪問歯科健康診査等を行います。	高齢介護室
					在宅要介護者訪問歯科健康診査事業 後期高齢者歯科健康診査事業
					高年期
					・「在宅要介護者訪問歯科健康診査事業」「後期高齢者歯科健康診査事業」の中で、歯科健診や口腔ケア指導を行う。
70	6	たばこ	喫煙防止、望まない受動喫煙防止の普及啓発	世界禁煙デーや禁煙週間、健康まつり等において、喫煙防止・受動喫煙防止に向けた周知・啓発を行います。	健康づくり推進室
					健康都市いずみ21計画 進行管理事業 一般健康教育相談事業
					市民
					・受動喫煙防止対策に対して、府より情報提供があれば、関係各課に情報提供を行う。 ・広報・ホームページ・市内放送・いずみメール等を活用し受動喫煙防止に関する周知・啓発を行う。 ・喫煙者の関心を高めるため、保健福祉センター管轄内において啓発ポスター掲示。
71	6	たばこ	喫煙防止、望まない受動喫煙防止の普及啓発	母子保健事業を通じて、喫煙・受動喫煙に係る胎児や子どもへの影響について普及啓発を行います。	健康づくり推進室
					母子健康教育相談事業
					妊産婦
					・引き続き、母子健康手帳交付の面接時、全数にリーフレットを配布し、喫煙・受動喫煙について啓発する。また、喫煙している妊婦で、目標に禁煙するとした妊婦については、その後の状況を把握し、継続できるよう支援する。 ・妊婦教室(木曜版)で、たばこの健康への影響や妊婦の禁煙についてリーフレットを用いて啓発をする。必要に応じ、禁煙についての助言や禁煙外来の紹介を行う。
72	6	たばこ	喫煙防止、望まない受動喫煙防止の普及啓発	母子保健事業を通じて、喫煙・受動喫煙に係る胎児や子どもへの影響について普及啓発を行います。	健康づくり推進室
					母子健康診査事業
					保護者
					引き続き、健診や訪問等において家族に喫煙者がいる場合は、受動喫煙に係る子どもへの影響及び禁煙について情報提供を実施する。

第3次計画の施策概要等								
No.	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課	事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
73	6	たばこ	喫煙防止、望まない 受動喫煙防止の普 及啓発	保育所・幼稚園・こども園、小・中学校に おいて、子どもの喫煙防止教育や受動 喫煙防止対策を進めるとともに、家庭へ の情報提供を行います。	学校教育室	健康教育・体力向上推進 事業	小中学生	薬剤師会・和泉警察などの協力のもと、各学校にて薬物乱用防止教室、非行防止 教室を開催し、たばこやアルコールの害についての指導を児童生徒に実施する。
74	6	たばこ	喫煙防止、望まない 受動喫煙防止の普 及啓発	保育所・幼稚園・こども園、小・中学校に おいて、子どもの喫煙防止教育や受動 喫煙防止対策を進めるとともに、家庭へ の情報提供を行います。	こども未来室	保育所等育成事業 幼稚園育成事業	園児・保護者	子どもの喫煙防止や受動喫煙防止対策として、保育所・幼稚園の保護者に行事 等で禁煙を伝えとともにポスター等の掲示を行う。行事や送迎等の機会にも積 極的に伝えるようにする。
75	6	たばこ	喫煙防止、望まない 受動喫煙防止の普 及啓発	健康増進法の一部改正に伴い、市役所 について完全建物内禁煙や敷地内禁煙 の実施方法を検討します。	総務管財室	庁舎管理事業	市民及び職員	屋外公衆喫煙所について、供用開始後の日常管理を行う。使用可能時間は、7時 ～22時。その他時間は健施館により管理を行う。
76	6	たばこ	禁煙サポートの推進	市内の禁煙治療医療機関に係る情報提 供を行います。また、禁煙希望者への禁 煙支援を行います。	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	壮年期 中年期 高年期	・妊娠届出時やヘルシー運動教室等で喫煙者へ身近な治療機関や個別相談機 関であることを情報提供。 ・HPへ治療機関情報や個別相談機関であることを掲載。 ・結核肺がん検診に禁煙指導併設
77	6	たばこ	禁煙サポートの推進	国民健康保険特定健康診査(集団健診) 等(及びその結果説明会)での禁煙指導 を行います。	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	壮年期 中年期 高年期	・特定健診結果説明会・結核肺がん検診等での個別面接等を実施。 ・胃がん検診受診者の喫煙状況の把握を行い、指導対象を拡充するか検討。
78	6	たばこ	禁煙サポートの推進	国民健康保険特定健康診査(集団健診) 等(及びその結果説明会)での禁煙指導 を行います。	保険年金室	禁煙相談	集団健診受診者の うち、喫煙者	・特定健診結果説明会での個別面接時などで、COPDのチェック表を活用する。 ・禁煙に関する資料を随時更新し情報提供を行う。 ・指導者を健診場所に配置し、拒否者へも対応する。 ・医療機関へ禁煙指導のリーフレット等の情報提供を行い、個別健診受診者へ禁 煙指導を実施してもらえるように働きかける。
79	7	アルコール	飲酒の健康への影 響に係る普及啓発	母子保健事業を通じて、妊婦や授乳中 の女性の飲酒防止、女性の適量飲酒量 に関する周知・啓発を行います。	健康づくり推進室	母子健康教育相談事業	妊産婦	・引き続き、母子健康手帳交付の面接時に、飲酒に関するリーフレットを配布し、 妊娠中・授乳期の禁酒について啓発する。また、アンケートの飲酒項目から、飲酒 している妊婦には飲酒が胎児に与える影響について伝える。 ・こんにちは赤ちゃん事業や4か月健診の機会を利用し、授乳と飲酒に関する保 健指導を実施する。

第3次計画の施策概要等					事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
№	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課		
80	7	アルコール	飲酒の健康への影 響に係る普及啓発	各種保健事業を通じて、アルコールが心 身に及ぼす影響や適量飲酒量に関する 周知・啓発を行います。	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	少年期 青年期 壮年期 中年期 高年期 ・アルコール啓発週間を活用した啓発 ・地域の健康教育・ヘルシー運動教室・ヘルスアップサポーターいずみでの学習 機会の提供 ・特定健診結果説明会や健康まつり等で適量飲酒量をテーマにした啓発ポスター の掲示 ・厚生労働省より示された飲酒ガイドラインに応じた指導内容の見直しを行う。
81	7	アルコール	飲酒の健康への影 響に係る普及啓発	各種保健事業を通じて、アルコールが心 身に及ぼす影響や適量飲酒量に関する 周知・啓発を行います。	保険年金室	飲酒相談	集団健診対象者 ・特定健診集団健診結果説明会で適正飲酒指導やチラシの配布、待合室での啓 発ポスターの掲示など。 ・特定保健指導参加者・糖尿病性腎症重症化予防事業参加者に多量飲酒者いれ ば、適正量摂取の指導を行う。
82	7	アルコール	飲酒の健康への影 響に係る普及啓発	小・中学校において飲酒防止教育を進 めるとともに、家庭への啓発や情報提供 を強化します。	学校教育室	健康教育・体力向上推進 事業	小中学生 薬剤師会・和泉警察などの協力のもと、各学校にて薬物乱用防止教室、非行防止 教室を開催し、たばこやアルコールの害についての指導を児童生徒に実施する。
83	7	アルコール	多量飲酒者への生 活習慣病予防にむ けた対策の推進	国民健康保険特定健康診査結果説明会 等で多量飲酒者に対して、生活習慣病 予防等に向けた個別相談を行います。	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	少年期 青年期 壮年期 中年期 高年期 ・国民健康保険特定健診結果説明会などで、多量飲酒者に対して生活習慣病予 防などに向けた継続的な個別相談を実施 ・毎日飲酒者に、飲酒に関するリーフレット、こころの体温計のチラシ配布。
84	7	アルコール	多量飲酒者への生 活習慣病予防にむ けた対策の推進	多量飲酒などのアルコール関連の問題 を早期発見できるよう、また、適切な対 応ができるよう保健所や医療機関等の 関係機関と連携します。	健康づくり推進室	健康都市いずみ21計画 進行管理事業	少年期 青年期 壮年期 中年期 高年期 ・関係機関と連携を図り最新情報を収集し、課内で共有する。
85	7	アルコール	多量飲酒者への生 活習慣病予防にむ けた対策の推進	多量飲酒などのアルコール関連の問題 を早期発見できるよう、また、適切な対 応ができるよう保健所や医療機関等の 関係機関と連携します。	高齢介護室	なし	高年期 相談があれば個別対応していく。

第3次計画の施策概要等					事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
No.	健康分野	施策	施策概要	令和2年度以降 担当課			
86	7 アルコール	多量飲酒者への生活習慣病予防にむけた対策の推進	多量飲酒などのアルコール関連の問題を早期発見できるよう、また、適切な対応ができるよう保健所や医療機関等の関係機関と連携します。	障がい福祉課	障がい者自立支援地域生活支援事業	障がい者	基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、相談支援を行います。
87	8 健康を支え、守るための地域づくり(地域力の向上)	健康づくりにつながる地域活動への参加の推進	健康づくりに関する教室を開催し、参加者が教室終了後も地域で健康づくり活動を継続できるよう支援します。	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	壮年期 中年期 高年期	ヘルシー運動教室やヘルシー運動教室OB会活動支援を通じ、地域で健康づくり活動を継続できるよう支援する。
88	8 健康を支え、守るための地域づくり(地域力の向上)	健康づくりにつながる地域活動への参加の推進	健康づくりにつながるイベント等を開催し、参加を促進します。	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	壮年期 中年期 高年期	健康づくりにつながるイベント等(健康まつり、ウォーキングイベントなど)を開催し、参加を促進する。
89	8 健康を支え、守るための地域づくり(地域力の向上)	健康づくりにつながる地域活動への参加の推進	地域における介護予防や見守りなどの取り組みを推進します。	高齢介護室	街かどデイハウス運営事業 認知症地域で支えあい事業 地域活動支援介護予防教室 生活支援体制整備事業	高年期	・街かどデイハウスの運営団体が介護予防教室の運営を継続できるよう支援を行う。 ・いきいきいずみ体操活動団体が活動を継続できるよう支援を行う。 ・「認知症高齢者等声かけ見守り訓練」「認知症サポーター養成講座」を通じ、地域で認知症への理解者、見守り支援者やSOSおかえりネットワーク協力者を増やす。 ・「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、実働可能な支援者＝認知症パートナーを育成。地域で暮らす軽度認知機能の低下が見られる人とその家族を、地域で支える地域づくりを進める。 ・新規おたがいさまサポーター確保、市民、専門職に向けて事業周知をすすめる。
90	8 健康を支え、守るための地域づくり(地域力の向上)	健康づくりにつながる地域活動への参加の推進	ボランティア活動や趣味活動等の情報提供を行い、また、その機会・場づくりを促進します。	広報・協働推進室	コミュニティ活動支援事業	和泉ボランティア・市民活動センター	引き続きボランティアや市民活動団体、NPO法人を支援する拠点施設としての運営を継続し、公益的な支援を受けたい市民とそれらの支援を提供できる団体等をつなぐ場として地域活動の活性化を図る。

第3次計画の施策概要等								
No.	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課	事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
91	8	健康を支え、守るための地域づくり(地域力の向上)	健康づくりにつながる地域活動への参加の推進	ボランティア活動や趣味活動等の情報提供を行い、また、その機会・場づくりを促進します。	福祉総務課	福祉会館管理運営事業	60歳以上の高齢者、障がい者(児)	今後も継続して高齢者や障がい者(児)が閉じこもり社会的に孤立することがないように、講習講座等を実施し、社会参加や活動の場を提供していきます。
92	8	健康を支え、守るための地域づくり(地域力の向上)	健康づくりにつながる地域活動への参加の推進	ボランティア活動や趣味活動等の情報提供を行い、また、その機会・場づくりを促進します。	障がい福祉課	障がい者自立支援地域生活支援事業	障がい者	趣味活動や社会参加を促進するため、障がい福祉課窓口で様々な情報を提供するとともに、移動支援サービスの決定を行います。
93	8	健康を支え、守るための地域づくり(地域力の向上)	健康づくりにつながる地域活動への参加の推進	地域の健康づくりのニーズを踏まえつつ、情報提供、講師派遣等の健康づくり活動の住民への周知・啓発を通じて、地域での自主的な健康づくり活動を促進します。	健康づくり推進室	健康都市いずみ21計画進行管理事業	市民	・評価シートに沿って、課内進行管理を行う。 ・庁内連絡会議を開催し課題等を共有する。 ・市民会議を開催し課題等を共有する。 ・次期計画評価・策定
94	8	健康を支え、守るための地域づくり(地域力の向上)	健康づくりにつながる地域活動への参加の推進	地域の健康づくりのニーズを踏まえつつ、情報提供、講師派遣等の健康づくり活動の住民への周知・啓発を通じて、地域での自主的な健康づくり活動を促進します。	健康づくり推進室	一般健康教育相談事業	壮年期 中年期 高年期	地域の健康づくりに関するニーズをふまえて、内容の検討段階から地域住民とともに行うことなどを通じ、情報提供、講師派遣、健康教育の実施など、地域での自主的な健康づくり活動を支援する。
95	8	健康を支え、守るための地域づくり(地域力の向上)	地域活動の活性化	「ヘルスアップサポーターいずみ」などの健康づくり活動の担い手を養成・育成し、地域の健康課題を解決するための取り組みを通じて活動を支援します。	健康づくり推進室	健康都市いずみ21計画進行管理事業	壮年期 中年期 高年期	・ヘルスアップサポーターいずみ養成講座の開催・ヘルサポ定例会の開催・ヘルサポ活動の支援を継続。 ・担い手の発掘のため、ヘルサポと協働してヘルサポ活動のPRを行う。 ・ヘルサポ20周年になるので、交流会等で振り返りの機会をもち、メンバー間の連帯感を高める。

第3次計画の施策概要等					事務事業名(予算書 の中事業名/小事業 名)	対象	令和6年度の取り組み予定
No.	健康分野		施策	施策概要	令和2年度以降 担当課		
96	8	健康を支え、守るための地 域づくり(地域力の向上)	地域活動の活性化	地域コミュニティ等の活動支援や他団体 との連携強化、協働の担い手となる団体 を育成します。	広報・協働推進室	コミュニティ活動支援事業	和泉市町会連合会 町会・自治会 市民活動団体
							町会連合会においては、引き続き加入促進に努めるとともに、令和5年度に明らかになった役員等の負担の中身の抽出及びそれらを解決するための会議体の発足を行う。 市民活動推進支援事業においても引き続き支援対象団体に支援金を交付し、市民活動の活性化及び促進を図る。
97	8	健康を支え、守るための地 域づくり(地域力の向上)	地域活動の活性化	地域団体、学校、企業等と連携し、あい さつ運動を通して、顔の見える関係づくり を行い、良好な地域社会の構築を図ります。	広報・協働推進室	コミュニティ活動支援事業	市民
							引き続き「いずみあいさつ運動」の推進に努め、5月以降はコロナ禍前同様にあい さつの発声も行う。
98	8	健康を支え、守るための地 域づくり(地域力の向上)	地域活動の活性化	地域団体、学校、企業等と連携し、あい さつ運動を通して、顔の見える関係づくり を行い、良好な地域社会の構築を図ります。	学校教育室	我が町の子どもを育てよう事業	全年齢
							・青色パトロールカーでの巡回による市民へのあいさつ運動の周知を継続。 ・市内各学校の児童会・生徒会を中心としたあいさつ運動の実施。 ・いずみあいさつ運動ののぼり作成。 ・子ども見守り隊による朝のあいさつ運動や登下校時の交通安全運動の推進。
99	8	健康を支え、守るための地 域づくり(地域力の向上)	地域活動の活性化	農業活動を通じて、利用者及び地域住 民の相互交流により、地域の活性化に つながる場づくりを促進します。	産業振興室	農業体験交流施設管理 運営事業	市民等
							前年度に引き続き、季節ごとの収穫体験やその他イベントを実施し、その広報も 行っていく。
100	8	健康を支え、守るための地 域づくり(地域力の向上)	地域活動の活性化	農業活動を通じて、利用者及び地域住 民の相互交流により、地域の活性化に つながる場づくりを促進します。	産業振興室	農空間整備・保全事業	市民等
							前年度に引き続き、市民農園管理事業の運営見直しを進め管理運営適正化を図 る。 和泉市コミュニティファームについては引き続き指定管理者と連携を図り、必要に 応じて適切にバックアップする。